

広島県告示第二百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を指定したので、広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町一番三号

- 二 指定代理納付者に納付させる歳入の内容

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第一百十三条第一項及び第三項並びに第一百十三条の二第一項及び第二項に規定する自動車税の種別割（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

- 三 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和三年四月一日から令和三年九月三十日まで